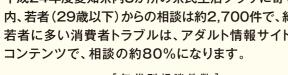
若者に多い消費者トラブル

平成24年度愛知県内8か所の県民生活プラザに寄せられた相談は約16.400件です。 内、若者(29歳以下)からの相談は約2,700件で、約17%を占めます。

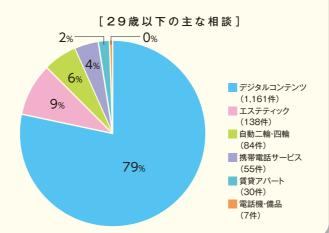
若者に多い消費者トラブルは、アダルト情報サイトや出会い系サイト等のデジタル

70代以上(2.537件)

不明(1,375件)









【消費者ホットライン】身近な相談窓口につながります

0570-064-370

愛 知 県	住 所	電話番号(消費生活相談)
中央県民生活プラザ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 自治センター1階	☎(052)962-0999
尾張県民生活プラザ	〒491-0859 一宮市本町4-3-1 ルボ・テンサンビル4階	☎(0586)71-0999
海部県民生活プラザ	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎1階	☎(0567)24-9998
知多県民生活プラザ	〒475-8501 半田市出口町1-36 知多総合庁舎1階	☎(0569)23-3300
西三河県民生活プラザ	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎1階	☎(0564)27-0999
豊田加茂県民生活プラザ	〒471-0026 豊田市若宮町1-57-1 A館T-FACE7階	☎(0565)34-1700
東三河県民生活プラザ	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 東三河県庁(東三河総合庁舎)1階	☎(0532)52-0999
新城設楽県民生活プラザ	〒441-1365 新城市字石名号20-1 新城設楽総合庁舎1階	☎ (0536)23−8701

主な市町村窓口 (各市内在住、在勤在学の方のみ)	住 所	電話番号
名古屋市消費生活センター	〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ11階	☎(052)222-9671
豊橋市消費生活相談室	〒440-8501 豊橋市今橋町1 豊橋市役所東館2階	☎(0532)51-2305
岡崎市消費生活相談室	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市役所東庁舎2階	☎(0564)23-6459
一宮市消費生活相談窓口	〒491-8501 一宮市本町2-5-6 一宮市役所西分庁舎1階	☎(0586)71-2185
春日井市市民活動推進課 消費生活相談室	〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 春日井市役所南館2階	☎ (0568)85−6616
豊川市消費生活センター	〒442-8601 豊川市諏訪1-1 豊川市役所北庁舎4階	☎(0533)89-2238
豊田消費生活センター	〒471-0026 豊田市若宮町1-57-1 A館T-FACE7階	☎(0565)33-0999
小牧市消費生活相談センター	〒485-8650 小牧市堀の内3-1 小牧市役所本庁舎2階	☎ (0568)76−1119

編集: 教員情報提供紙ワーキンググループ

雅樹(県立幸田高等学校) 藤井 宏子(県立瀬戸窯業高等学校) 山崎 由紀子(県立鶴城丘高等学校) 近藤 美和(愛知県教育委員会高等学校教育課) 和宏(一宮市立北部中学校) 鈴木 さつき(蒲郡市立大塚中学校)

亨(名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課) 伊藤 弘憲(愛知県県民生活部県民生活課) 孝明(愛知県教育委員会義務教育課) 大西

福永 真実(愛知県県民生活部県民生活課)

発行: 愛知県県民生活部県民生活課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

Vol. 平成26年2月発行

学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育モデル校等の教員及び教育委員会の協力を得て、モデル校の取組や 指導法・教材、若者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育リポート」として取りまとめました。 是非、授業やホームルーム等でご活用ください。

消費者市民社会の実現に向けて

「消費者教育推進法」が成立・施行され、これからの消費者教育には、従来の消費者トラブルへの対処や契約の知識 だけでなく、主体的に「消費者市民社会」の形成に参画し、その発展に寄与できるよう、消費の影響力の理解や持続 可能な消費の実践など、幅広い教育観点から消費者市民として必要な能力を育成することが求められています。

●消費者として身につけさせたい能力●

「消費者教育の体系イメージマップ| (消費者庁)を基に作成

消費者市民社会の構築 (消費者市民に求められる能力

- ・消費の影響力の理解
- ・持続可能な消費の実践
- ·消費者の参画·協働

生活の管理と契約 商品等の安全 (消費者被害・事故を回避する力)

・トラブル対応能力

・選択し契約することと 考える力

·生活設計·管理能力

・商品の安全への理解と 危険を回避できる力

情報とメディア (豊かな暮らしのための知識)

·情報収集·発信·活用 ・情報モラルやルール

・情報への批判的思考力

消費者教育〈関連教育分野との連携〉

環境教育

食育

国際理解

教育

金融経済 教育

法教育

情報教育 等

県民生活課では、「消費者教育推進法」の趣旨を踏まえ、「消費者市民社会」の実現を視野に入れたあらたな消費者教育の推進を 支援するため、従来のコンテンツを抜本的に見直し、次のとおり提供しています。是非、ご活用ください。

講座への講師派遣

学校等における消費者教育を支援する ため、教員の方の消費者教育研究や PTA・生徒向けの研修・授業等へ、無料で 講師を派遣しています。

〈消費者市民講座の内容〉【新規

- ○教員・指導者向け講座
 - ・消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方
- ・対象者の年齢や特性に応じた教育プログラムの提案 ・効果的な指導方法の工夫や教材の活用法 など
- ○生徒・一般消費者向け講座
- ・消費者市民社会の概念
- ・持続可能な消費の実践
- ・消費者被害や事故を回避する能力
- ・豊かな暮らしのための知識など

〈消費生活講座の内容〉

若者に多い消費者トラブルの紹介と対処法など

※申込等詳細は、 県民生活課まで 電話:052-954-6166

消費者教育用教材の提供

消費者トラブルを始め、幅広い消費生活 情報や消費者市民に必要な知識・情報を、 様々な媒体を用いて発信しています。

下記WEBサイトからダウンロードできます ので、授業や研修などの資料として、ご活用ください。

〈あいち暮らしっく〉

- ○100号:消費者市民社会とは
- ○102号:公正で持続可能な社会の実現のために
- ○103号:若者向け特集号

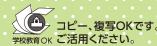
・消費者の権利と責任 ・若者に多い消費者トラブル ・契約ってなんだろう ・インターネットの正しい利用

〈あいち暮らしWEB〉【拡充】

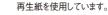
- ○消費者市民教育のページ
- ○トラブル事例まんが
- ○教員マニュアル
- ○被害にあわないためのレッスン動画

〈映像教材の貸出〉 最新DVD16本を追加





あいち暮らしWEB



消費者教育モデル校等の取組を紹介

愛知県では、平成22年3月に策定した消費者行政推進計画において、消費者教育の推進を重要な 施策に位置付けています。消費者教育を推進する『消費者教育モデル校』等の取組を紹介します。

公民科における授業実践

(県立三谷水産高等学校 舟橋 陽一教諭)

若者の消費者トラブルで最も多い「デジタルコンテンツ」の中で、当時話題だった「コンプガチャ」を題材に、「消費者と しての責任ある行動 | を考えさせることを狙いとして、授業を実施した。

● 授業アンケートの実施

・消費者問題が生徒に身近な問題と認識させることを目的として、 携帯電話の使用状況や料金、トラブルについてのアンケートを



生徒の身近な話題を取り上げたことで、生徒が自分自身の問題 として認識することができ、真剣に考える姿勢を引き出すことが できた。

● 消費者保護の必要性と消費者問題についての講義

・県民生活課が発行している消費生活情報紙「あいち暮らしつく」若者 特集号を活用し、トラブルの概要や対処法、相談窓口などを理解させる。 ・クーリングオフや製造物責任法、消費者基本法など、消費者を保護 する法律について学ぶ。



若者に多い消費者トラブルの事例 をイラスト等で解説してあるため、 消費者問題とその対処法について スムーズに理解させることができた。



(県民生活課発行)

● 教員と生徒のロールプレイングの実施

・自作シナリオを用いて、教員が企業、生徒が消費者の立場で、「コン プガチャ」で高額請求を受けた設定でロールプレイングを実施。



教員が生徒の発言に次々と反論していくことで、企業と消費者 の間にある格差を、生徒は実感とともに認識することができた。

● ワークシートを使用したグループワークと発表

・自作ワークシートを用いて、ロールプレイングの内容について 企業と消費者のそれぞれの問題点と望ましい姿を話し合い、 発表させた。



多くの生徒が、企業と消費者の力の差を理解し、消費者として いかに責任をもって行動するか、意見をまとめることができた。

商業科における授業実践

(県立東海商業高等学校 加藤 美和教諭)

学校教育の様々な時間を活用し、生徒が消費者として必要な知識を身につけることを目的として、実践に取り組んだ。

● 授業 「情報処理」 での取組

・インターネットのトラブル

県民生活課が発行している消費生活情報 紙「あいち暮らしつく」若者特集号の事例を 活用し、トラブルの原因と対処法をグループ で話し合った。

・電子マネーについて

外部講師を依頼し、生徒に身近な電子 マネーの仕組みなどを学習した。



● 高校3 年生対象「消費者教育講座」での取組

・クレジットカードと悪質商法

卒業後ほぼ6割が就職するため、社会人 になるにあたっての心得として消費者教育

外部講師を依頼し、クレジットカードの仕 組みやメリット・デメリット、多重債務の危険 性や悪質商法について学ぶ。



●ホームルームでの取組

・「ライフサイクルゲームII」(第一生命)の活用

生涯におけるリスクや必要な備え、消費 者契約などを 🌃

ゲームを通じ て学んだ。



「ライフプラン計算シート」(全国銀行協会) の活用

一生涯を通 じて必要にな る金額をシュ ミレーション した。



様々な教材や外部講師を活用し、生徒は実感とともに将来への計画や消費者としての知識の重要性を理解できた。 消費者教育により、商品開発をする際の着眼点やコスト意識などの力を育むことができる可能性を認識できた。

消費者教育モデル校等の取組は、「消費生活情報~あいち暮らしWEB」の教員向けページにて、各校の詳細な レポートを公開しています。是非、ご覧ください。

高等学校家庭科における授業実践

(県立西春高等学校 佐藤 裕子教諭)

様々な機関が作成している教材を効果的に活用し、生徒の理解と関心を深める工夫を授業の中で実践した。

●生涯の経済計画

- ・収入と支出
- ・リスクに備える(貯蓄) ・生涯にわたる経済計画
- ・ローンとクレジットカード



金融广発行 「初めての金融 ガイド(DVD)」



かいち暮らしっく

(契約/を知って、 消費者トラブルを助こう!

- ・複雑な内容も生徒の混乱が少なく、 少々面倒な計算でも諦めずに取り組 むことができた。
- ・授業展開に変化をつけたことにより 生徒の関心が高まった。

● 消費者としての自立と社会参加

- ・社会の変化と消費者問題 購入方法の多様化(悪質商法) 消費者トラブルの対処法
- ・消費者の権利と青仟 製造物責任法(PL法)



県民生活課 発行 「あいち 暮らしつく

・消費者としての適切な判断について、 具体的な事例を通して考えさせる ことができた。

·PL法では「家庭科学習ノート(基礎 編)」を用いて、事例を通して複雑化 する消費者問題について考えさせる ことができた。

様々な企業のフェアトレード商品を紹介

・消費生活と環境のかかわり 環境負荷の低減(企業や行政の取組)

・持続可能な社会に向けて 生活のしかたを見直す 世界中で取り組む(フェアトレード)







・フェアトレードの認知度が低い現状だ が、様々な大手企業が取組を始めて いることを紹介し、格差の是正や企業 の社会的責任について考えさせる ことができた。生徒も消費行動による 意見表明の大切さを認識できた。

中学校技術・家庭科 家庭分野における授業実践

消費生活情報紙「あいち暮らしっく No.96 若者向け消費者トラブル被害未然防止特集号」を活用し、 「身近な消費生活と環境 | (6時間計画)の実践をした。

(1) どれが「契約」か?「契約成立」はいつか?)

- ○自分の生活と結びつけ、予想を立てて話し合う。
- ○商品の選択と購入

2 中学生も被害者に。「悪質商法」の被害者にならないために

- ○悪質商法の被害について、新聞、インターネット等で情報を集める。 (夏休みの課題)
- ○クーリング・オフ制度の利用法、契約解除通知の書き方。

3 自立した消費者になるために

- ○消費者を支える機関と法律を調べる。
- ○消費者の権利と責任を理解し自立した消費者になるための 標語 を考える。



ァーリング・オフを するためには、 「契約解除通知」を 書かなければ



- ●「いりません」 きっぱり断る 私の責任
- ●本当に 必要な物を選ぶ目と 大事に使う豊かな心

